別表八（一）付表二　通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

支払利子等の控除額の計算					
適用関連法人配当等の額の合計額 （別表八（一）付表一「16の計」）	1	円	支払利子合計額の配賦割合 (1)/(3)	9	
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額の合計 （別表十八「27の計」）－(1)	2		支払利子配賦額 (8)×(9)	10	円
計 (1)＋(2)	3		適用関連法人配当等の額の合計額の４％相当額 (1)×0.04	11	
支払利子等の額の合計額 （別表八（一）付表一「5」）	4		支払利子配賦額の10％相当額 (10)×0.1	12	
他の通算法人に対する支払利子等の額	5		令第19条第２項の適用の判定 ((11)≧(12)の場合には「該当」、その他の場合には「非該当」）	13	該当・非該当
支払利子合計額 (4)－(5) （マイナスの場合は０）	6		支払利子等の控除額 ((10)＋(21))×0.1 （マイナスの場合は０）	14	円
他の通算法人の支払利子合計額の合計 （別表十八「28の計」）－(6)	7				
計 (6)＋(7)	8				

修正申告である場合							
再計算要否の判定	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の４％相当額 （この申告前の(3)）×0.04	15	円	(19)が「非該当」の場合	調整前当初支払利子配賦額 (10)	20	円
	当初申告支払利子合計額の合計の10％相当額 （この申告前の(8)）×0.1	16			利子修正額 (6)－（この申告前の(6)）	21	
	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の４％相当額 (3)×0.04	17			調整当初支払利子配賦額 (20)＋(21) （マイナスの場合は０）	22	
	支払利子合計額の合計の10％相当額 (8)×0.1	18			調整当初支払利子配賦額の10％相当額 (22)×0.1	23	
	法第64条の５第６項の規定の適用がある場合、(15)＜(16)である場合又は(17)＜(18)である場合	19	該当・非該当		当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額 (23)－(1) （マイナスの場合は０）	24	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）